



CHECK

設例

- 非上場会社の社長
- 事業承継について悩んでいる
- セミナーで事業承継税制の話を聞いてきたもののよくわからない



CHECK

事業承継税制のポイント

- 事業承継税制特例の概要
- 後継者の要件
- 手続きの流れ



CHECK

事業承継税制

先代経営者から事業の承継を受けた後継者が、次の後継者に事業承継できた場合には、相続税や贈与税が免除になる制度

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 令和8年3月31日まで	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%

	特例措置	一般措置
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用継続が必要
事業の継続が 困難な事由が生じ た場合の免除	あり	なし
相続時生産課税の 適用	60歳以上の者から 18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から 18歳以上の推定相続人（直系 卑属）・孫への贈与
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者



メリット

事業承継税制のメリット

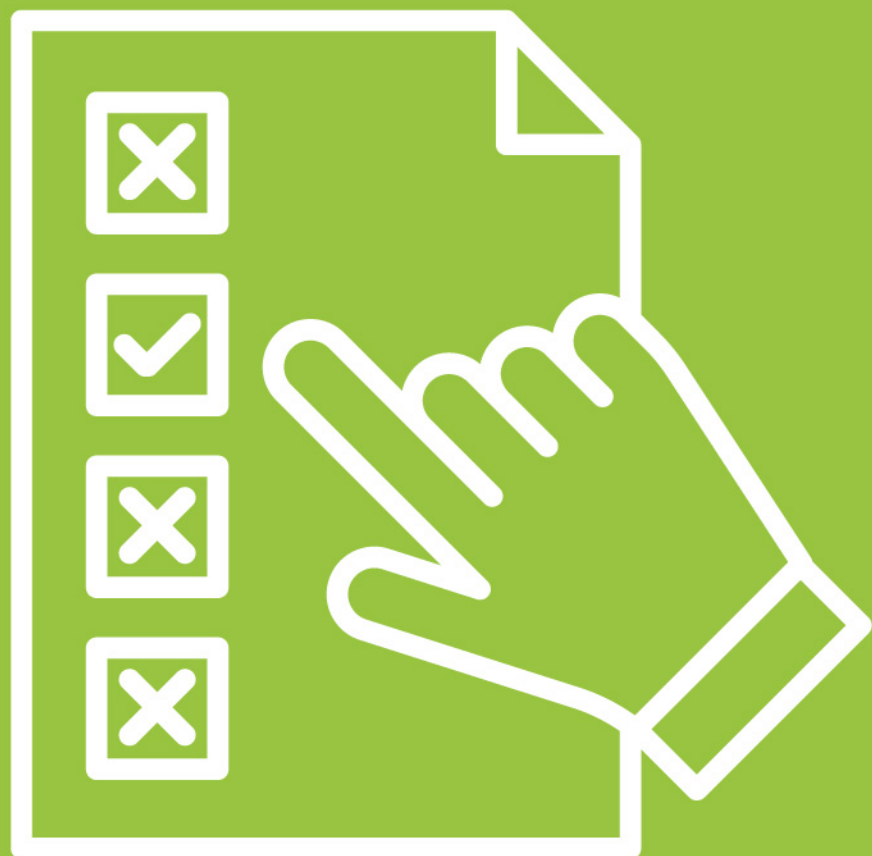
- 最終的に贈与税や相続税が免除される
- 納税資金を準備する必要がない
- 特例の場合、適用期限が決まっているので、後継者が先代経営者に事業承継を促しやすい



デメリット

事業承継税制のデメリット

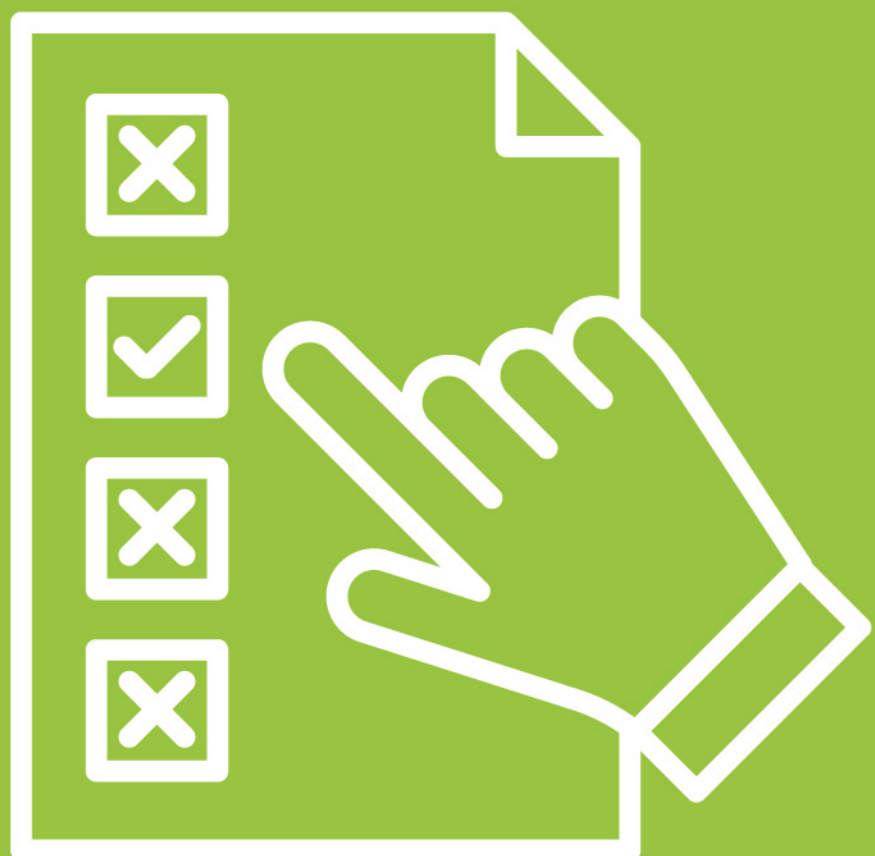
- 取消事由に該当すると、猶予されていた税額と利子税を併せて納付する必要がある
- 制度が複雑で専門家が少ない
- 報告や届出が必要



要件

事業承継税制の要件

- 会社の要件
- 後継者の要件
- 先代経営者の要件



要件

会社の要件

次の会社のいずれにも該当しないこと

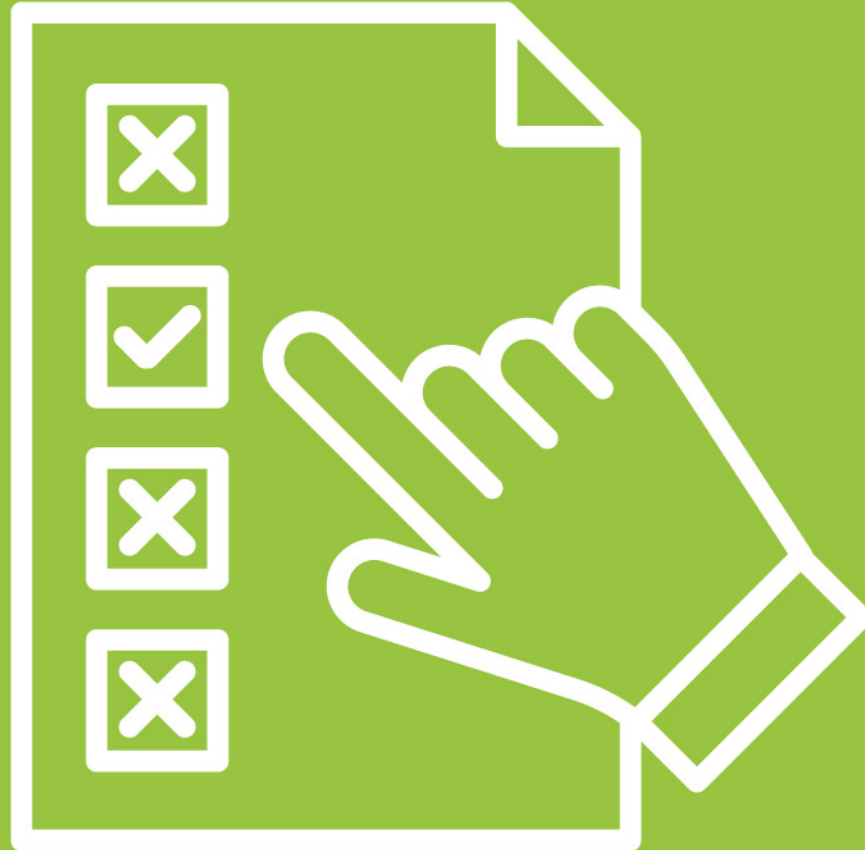
- 上場会社
- 中小企業者に該当しない会社
- 風俗営業会社
- 資産管理会社



CHECK

資産管理会社

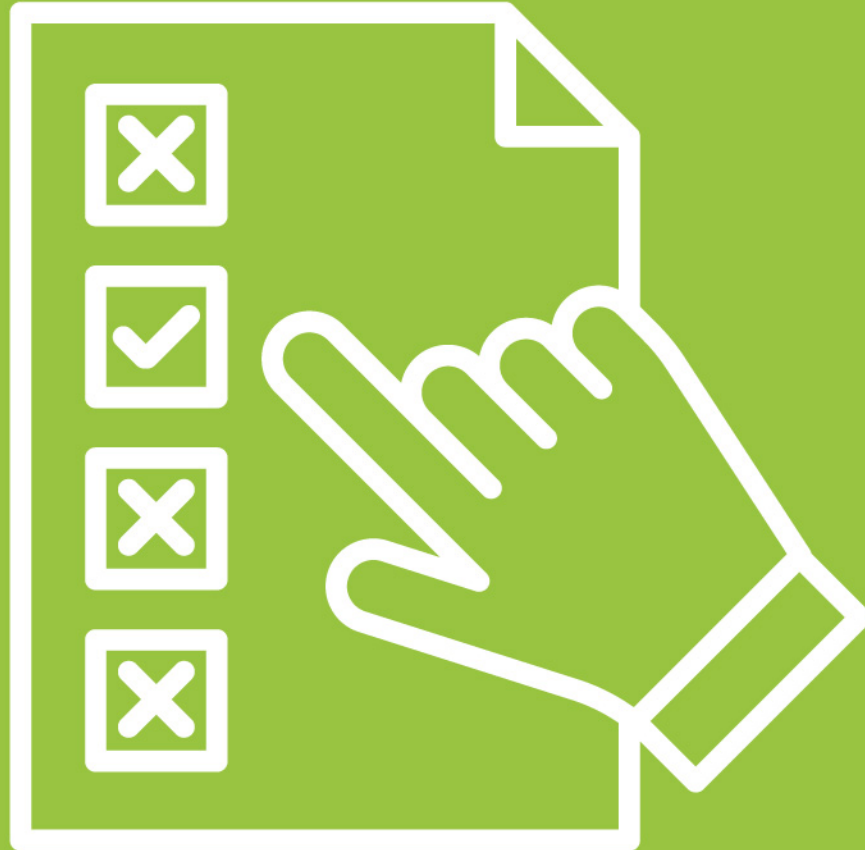
- 有価証券、不動産、現預金等の特定の資産の保有割合が、総資産の総額 70%以上の会社
- 特定の資産からの運用収入が、総収入金額の 75%以上の会社



要件

先代経営者の要件

- 会社の代表者であったこと
- 一族で50%超の議決権を保有し一族の中で筆頭株主であったこと
- 贈与の時に、会社の代表を退任していること



要件

後継者の要件

- 会社の代表者であること
- 18歳以上であること
- 役員就任後3年経過していること
- 一族で50%超の議決権を保有し、一族の中で筆頭株主となること



CHECK

設例

- 1年前に X 社の取締役役に就任した
- 生産本部長（役員でない可能性）



CHECK

特例承継計画

特例措置の場合、令和 8 年 3 月 31 日までに特例承継計画を作成し認定経営革新等支援機関の指導・助言を受け都道府県庁に確認申請を行う



CHECK

特例承継計画

特例承継計画：令和 8 年 3 月 31 日

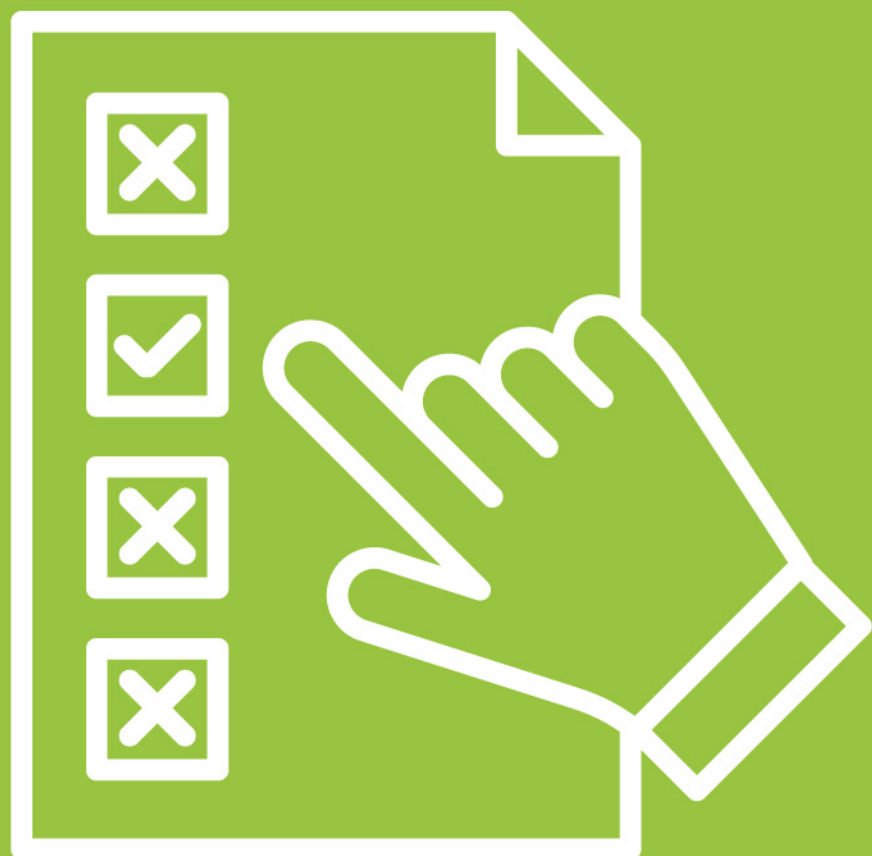
適用期限　　：令和 9 年 12 月 31 日



CHECK

事業承継税制特例適用後

5年間毎年、都道府県庁、税務署に報告・届出を提出（事業計画機関経過後は3年間）



要件

要件を満たせない場合

- 事業承継税制の適用が取り消される
- 猶予されていた贈与税・相続税に利子を上乗せして納付しなければならない



CHECK

設例

- 後継者が X 社株式を売却したい
- M&A の提案を受ける
- 従業員数を削減する